

マイナ受付

対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりに
マイナンバーカードを使う新たな方法。
それが「マイナ受付」です。



マイナンバーカードが
保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01

より良い医療が実現に！



初めての医療機関でも、薬剤師等の職業機能を更えば、今までに使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。*

POINT 02

手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に！




患者負担用約法適用がなくても、高額療養費制度における限度額を超過する支払が免除されます。

このステッカーが目印！



事前に登録するだけで利用できます！



詳しくは 

マイナポータル



当診療所は、マイナンバーカードを用いて患者様の医療情報(保険証の資格情報、特定健診情報、他院での投薬履歴等)を取得できる体制を整備しています。マイナ保険証又は問診票を通じて、患者様の医療情報を取得・活用することにより、適切な医療の提供に努めます。正確な情報取得・活用のため、マイナ保険証の利用にご理解とご協力をお願いいたします。

なお、初診時又は、お久しぶりの受診や新たな疾患による受診で初診料を算定する場合、下記のとおり加算点数を算定させていただきますので、併せてご了承願います。

医療情報・システム基盤整備体制充実加算(初診料算定時)

加算1 : 4点(マイナ保険証を利用しない場合)

加算2 : 2点(マイナ保険証を利用・同意する場合)

* マイナ保険証を利用しない場合及び医療情報の取得に同意されない場合は、加算1の取り扱いになります。